

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月17日
【中間会計期間】	第12期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
【会社名】	楽天銀行株式会社（旧会社名 イーバンク銀行株式会社）
【英訳名】	Rakuten Bank, Ltd.（旧英訳名 eBANK Corporation） （注）平成21年6月29日開催の第10期定時株主総会の決議により平成22年5月4日をもって当行商号を「イーバンク銀行株式会社（英訳名eBANK Corporation）」から「楽天銀行株式会社（英訳名Rakuten Bank, Ltd.）」へ変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 最高執行役員 國 重 惇 史
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川四丁目12番3号
【電話番号】	03(5781)8211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員財務本部長 大 塚 年 比 古
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間 (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	平成21年度 中間連結 会計期間 (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	平成22年度 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	10,183	16,537	17,920	21,568	33,856
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△22,766	△539	1,253	△34,599	1,765
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△22,704	79	1,024	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△34,866	1,721
連結純資産額	百万円	22,477	25,059	27,258	20,843	26,910
連結総資産額	百万円	828,405	737,712	782,941	784,975	756,931
1株当たり純資産額	円	2,545.05	11,153.59	12,235.16	11,529.58	12,069.93
1株当たり中間純利益金額 (△は1株当たり中間純損失金額)	円	△33,983.80	35.88	463.30	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△41,510.98	776.12
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	2.64	3.34	3.45	2.59	3.49
連結自己資本比率(国内基準)	%	22.22	10.80	9.34	12.97	10.36
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	16,028	△168,111	△32,037	△174,715	△188,600
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△31,225	116,617	27,720	155,407	136,430
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	23,176	△4,114	△11	33,165	△4,278
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	62,321	18,718	13,548	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	68,199	17,877
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	232 [34]	297 [148]	306 [177]	240 [40]	299 [154]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 平成20年度中間連結会計期間及び平成20年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、中間(当期)純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成21年度中間連結会計期間、平成22年度中間連結会計期間及び平成21年度の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが、当行株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
6. 平成20年度中間連結会計期間及び平成20年度の従業員数については、在籍人員数を記載しております。また、平成21年度中間連結会計期間、平成22年度中間連結会計期間及び平成21年度の従業員数については、当行グループから他社への出向者を除き、他社から当行グループへの出向者を含む就業人員数を記載しております。なお、平成20年度中間連結会計期間及び平成20年度の従業員数について、当行グループから他社への出向者を除き、他社から当行グループへの出向者を含む就業人員数は以下のとおりとなります。

[ご参考]

	平成20年度 中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	平成20年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	240 [34]	253 [40]

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	10,131	16,491	17,434	21,465	33,655
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△22,597	△460	1,056	△34,521	1,816
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△22,612	134	859	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△34,940	1,748
資本金	百万円	50,002	23,485	23,485	54,997	23,485
発行済株式総数	株	普通株式 770,481 乙種優先株式 666,000	普通株式 2,349,216	普通株式 2,349,216	普通株式 1,769,481	普通株式 2,349,216
純資産額	百万円	21,960	24,468	26,654	20,243	26,457
総資産額	百万円	828,827	737,886	768,777	785,212	756,095
預金残高	百万円	776,854	682,720	705,766	735,069	696,205
貸出金残高	百万円	2,000	97,036	113,160	94,700	100,908
有価証券残高	百万円	714,628	400,120	342,236	525,148	374,503
1株当たり配当額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	2.65	3.31	3.46	2.57	3.49
単体自己資本比率 (国内基準)	%	21.73	10.45	9.60	12.33	9.87
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	193 [33]	260 [147]	265 [154]	199 [38]	261 [148]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 3. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
 4. 第10期中の貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したものであり、第10期の貸出金は当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したものと及び、分割会社に対して金銭消費貸借契約に基づき実施したものであります。また、第11期中より保証付個人向け無担保貸出業務を開始しております。
 5. 第10期中及び第10期の従業員数については、在籍人員数を記載しております。また、第11期中、第12期中及び第11期の従業員数については、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含む就業人員数を記載しております。なお、第10期中及び第10期の従業員数について、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含む就業人員数は以下のとおりとなります。

[ご参考]

回次		第10期中	第10期
決算年月		平成20年9月	平成21年3月
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	194 [33]	207 [38]

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行及び当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

なお、平成22年12月1日付けで、当行は当行の100%子会社である楽天モーゲージ株式会社の広告事業（但し、totoの広告に関する事業は含まれません。）を除く全ての事業を譲り受け、「その他の業務」のうち同社が行っておりました金融業は、同日以降、当行が行っております。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありませんが、当行の連結子会社であるイーバンクシステム株式会社は、平成22年8月1日付けで、楽天バンクシステム株式会社に商号変更しております。

なお、当行は、平成22年3月19日から平成22年4月30日に行われた当行の親会社である楽天株式会社による当行株式等に対する公開買付け及び平成22年10月15日を効力発生日とする楽天株式会社との株式交換により、同日付けで楽天株式会社の完全子会社になりました。

また、平成22年12月1日付けで当行に広告事業（但し、totoの広告に関する事業は含まれません。）を除く全ての事業を譲渡した楽天モーゲージ株式会社は、平成22年12月16日開催の同社臨時株主総会において解散することを決議しております。

4 【従業員の状況】

（1）連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

	銀行業	ソフトウェア 受託開発業	その他	合計
従業員数(人)	265 [154]	30 [2]	11 [21]	306 [177]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員164人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 従業員数は、当行グループから当行グループ外への出向者を除き、当行グループ外から当行グループへの出向者を含む就業人員で記載しております。

（2）当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	265 [154]
---------	--------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員164人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 執行役員8名は従業員数に含めて記載しております。
 4. 従業員数は、当行から他社への出向者を除き、他社から当行への出向者を含む就業人員で記載しております。
 5. 労働組合は結成されておりません。労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績 (経済環境)

当中間連結会計期間のわが国経済は、中国等の新興国を中心とした海外経済の回復や、国内の景気対策の効果による一時的な回復基調が見られ、個人消費にもやや持ち直しの動きがあるものの、依然雇用情勢は厳しい状態が続き、デフレも継続するなど、景気は自律性に乏しく先行きが不透明な状況が続いています。

また、金融業界においては、米国の金融政策による円高の進行やEU発の金融不安により、金融市場において株安・金利低下が進行し、市場環境の悪化に対する警戒感が強まっております。

(営業の経過)

こうした金融経済環境下で当行は、各業務において、高性能かつ安定的な決済インフラの運営、システム効率化、内部管理体制の整備を推進し、積極的な顧客開拓、決済サービスの一層の拡充、投資運用業務の強化等を通じて、今まで以上に収益性と成長性を重視した経営に取り組んでまいりました。

その結果、営業基盤につきましては、当行が最も重視する経営指標の一つである顧客口座数が順調に推移し、当中間連結会計期末には顧客口座数が約359万口座となりインターネット専門銀行では最多の口座数を維持しております。

当中間連結会計期間におけるトピックは、以下のとおりです。

① 電子決済サービス業務

電子決済サービス業務におけるトピックといたしましては、顧客の多様な電子決済サービスのニーズを背景として、当行の電子決済サービスが利用できる提携先の拡大及びサービスの拡充に努めました。

第一に、平成22年8月に、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとATM提携を開始し、楽天銀行のキャッシュカード又は楽天銀行スーパーローンカードをお持ちのお客さまは、全国のファミリーマート、ミニストップ、ローソン等17,000台以上のATMの利用が可能になりました。

第二に、平成22年9月に、国内銀行初となる振込みができるiPhone向けアプリケーション・ソフトウェア「楽天銀行アプリ」の提供を開始しました。

② 金融サービス販売業務

金融サービス販売業務におけるトピックといたしましては、顧客の資産運用ニーズに応じてサービスの拡充に努めました。

第一に、平成22年4月より、当行の預金口座からの自動振替によって楽天証券株式会社の投資信託積立が行えるサービスを開始しました。

第二に、平成22年7月より、楽天証券株式会社と金融商品仲介業にかかる業務提携を行いました。これにより、楽天銀行のウェブサイト上で楽天証券株式会社の証券取引口座開設や同社が取り扱う金融商品の仲介を開始し、楽天グループにおける金融事業のシナジーを拡大しました。

③ 運用調達業務

運用調達業務におけるトピックといたしましては、平成22年5月の商号変更に伴い、個人向けローン「マイワンの」の商品名を「楽天銀行スーパーローン」に変更し、また、支払返済日の選択肢を増やすことで、顧客利便性を向上させました。

なお、当行は運用調達業務全般にわたり、ALM（資産負債総合管理）の観点から、金利感応度、資金流動性、市場流動性等のリスクマネジメントに十分留意した運営を行っております。また個別の投資に際しても、リスクに見合った収益が期待できるか、各種リスクの分散を適切に図ることができるか等を入念に検討し、運用資産ポートフォリオの構築を行っております。

④ 当行グループ全体について

当行グループ全体に関する当中間連結会計期間のトピックといたしましては、第一に、平成22年5月に、「楽天銀行株式会社」へ商号変更を行いました。

第二に、CSR（企業の社会的責任）への取組を積極的に進め、中国地震・パキスタン洪水を始めとする4つの義援金受付口座を開設いたしました。

なお、当中間連結会計期間終了後の当行グループの業務展開等は以下の通りであります。

第一に、当行は、平成22年3月19日から平成22年4月30日に行われた当行の親会社である楽天株式会社による当行株式等に対する公開買付け及び平成22年10月15日を効力発生日とする楽天株式会社との株式交換により、同日付けで楽天株式会社の完全子会社になりました。

第二に、当行は平成22年11月に関係官庁の許認可を受け、平成22年12月1日付けで、当行の100%子会社である楽天モーゲージ株式会社よりフラット35事業を含む同社の事業（広告事業（但し、totoの広告に関する事業は含まれません。）を除きます。）を譲り受け、住宅ローンの取扱いを当行で開始いたしました。

第三に、平成22年6月に関係官庁の許認可を受け、平成23年中に、インターネットによる「海外送金」事業

に参入いたしました。

(営業の成果)

以上の施策の結果、当中間連結会計期間の業績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、国債を中心とした資産売却を進めた一方、保証付個人向け無担保貸出業務の積極的な販促活動により貸出金が増加し、また、運用資産を積極的に積み上げた結果、資金運用収益は増収となりました。

役務取引等収益は、法人顧客向けの各種決済サービスにより受取内国為替手数料や口座振替手数料が堅調に推移しました。また、楽天totoも含めたtoto販売が大きく拡大し、全体として大幅な増収となりました。

その他業務収益は、外貨預金や新型定期預金による収益は堅調に推移したものの、外国債券の評価益等が減少し減収となりました。結果として、経常収益は179億20百万円（前中間連結会計期間比13億83百万円、8.36%増）となりました。

一方、経常費用は、市場金利の低下による預金金利の引き下げにより資金調達費用が減少する一方、保証付個人向け無担保貸出業務の貸出金の増加により保証料が増加し役務取引等費用は増加しました。また、その他業務費用においては不動産証券化商品の減損等が、その他経常費用においてもファンド等の運用損が、それぞれ減少いたしました。

営業経費は、経費削減に努めたものの、業容の拡大に伴い増加いたしました。

これらの結果として、経常費用は166億67百万円（前中間連結会計期間比4億9百万円、2.39%減）となりました。その結果、経常利益は12億53百万円（前中間連結会計期間は5億39百万円の経常損失）となりました。特別損失は、商号変更に関する費用等により2億34百万円（前中間連結会計期間比2百万円、0.92%減）となりました。その結果、税金等調整前中間純利益は10億18百万円（前中間連結会計期間比9億94百万円の増加）、中間純利益は10億24百万円（前中間連結会計期間比9億44百万円の増加）となりました。

連結自己資本比率（国内基準）については、自己資本額は、当期純利益、自己資本控除対象投資資産の売却・償還により321億47百万円となった一方で、リスク・アセット等については、投資ポートフォリオの変動、業容の拡大等により3,073億84百万円となったことから、連結自己資本比率は9.34%、Tier I 比率は7.34%となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンの増加等により、320億37百万円の支出（前中間連結会計期間は1,681億11百万円の支出）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券売却及び償還により277億20百万円の収入（前中間連結会計期間は1,166億17百万円の収入）となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得等により11百万円の支出（前中間連結会計期間は41億14百万円の支出）となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は135億48百万円（前中間連結会計期間末比27.62%減）となりました。

(1) 国内・海外別収支

当行グループは主たる業務を国内で行っております。

当中間連結会計期間における国内収支は、資金運用収益は89億59百万円（前中間連結会計期間比6.32%増）、資金調達費用は17億66百万円（前中間連結会計期間比18.22%減）となった結果、資金運用収支は71億93百万円（前中間連結会計期間比14.78%増）となりました。

また、役務取引等収益は67億31百万円（前中間連結会計期間比24.85%増）、役務取引等費用は47億59百万円（前中間連結会計期間比3.37%増）となった結果、役務取引等収支は19億72百万円（前中間連結会計期間比150.40%増）となりました。

その他業務収支は、その他業務収益が19億92百万円（前中間連結会計期間比23.62%減）となりましたが、その他業務費用が21億14百万円（前中間連結会計期間比27.30%減）となった結果、その他業務収支は△1億22百万円（前中間連結会計期間は△3億0百万円）となりました。

当中間連結会計期間における海外収支としては、ファンド管理会社であるeBANK Capital Management (Cayman) Ltd.において、同社が管理するファンドからの管理報酬の受取りにより役務取引等収益が発生しております。

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	6,266	—	6,266
	当中間連結会計期間	7,193	—	7,193
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	8,426	—	8,426
	当中間連結会計期間	8,959	—	8,959
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	2,160	—	2,160
	当中間連結会計期間	1,766	—	1,766
役務取引等収支	前中間連結会計期間	787	10	798
	当中間連結会計期間	1,972	6	1,978
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,391	10	5,402
	当中間連結会計期間	6,731	6	6,737
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	4,603	—	4,603
	当中間連結会計期間	4,759	—	4,759
その他業務収支	前中間連結会計期間	△300	0	△300
	当中間連結会計期間	△122	—	△122
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,608	0	2,608
	当中間連結会計期間	1,992	—	1,992
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	2,909	—	2,909
	当中間連結会計期間	2,114	—	2,114

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」といいます。)であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」といいます。)であります。

2. 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間25百万円、当中間連結会計期間32百万円)を控除しております。

3. 連結会社間の取引に関する収益・費用につきましては相殺消去の上、記載しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達の状況

当行グループは主たる業務を国内で行っております。

当中間連結会計期間における国内の資金運用／調達については、資金運用勘定平均残高は前中間連結会計期間比1.01%減の7,334億22百万円、利回りは前中間連結会計期間比0.17ポイント上昇し2.43%となりました。資金調達勘定平均残高は、前中間連結会計期間比0.87%減の7,110億83百万円、利回りは前中間連結会計期間比0.11ポイント下降し0.48%となりました。

当中間連結会計期間における海外の資金運用／調達については、該当事項はありません。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	740,934	8,426	2.26
	当中間連結会計期間	733,422	8,959	2.43
うち貸出金	前中間連結会計期間	92,424	4,839	10.44
	当中間連結会計期間	107,332	5,156	9.58
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	470,393	2,267	0.96
	当中間連結会計期間	352,421	2,075	1.17
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	39,584	44	0.22
	当中間連結会計期間	63,114	76	0.24
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	107,090	1,253	2.33
	当中間連結会計期間	184,474	1,609	1.74
うち預け金	前中間連結会計期間	31,441	21	0.13
	当中間連結会計期間	21,687	35	0.32
資金調達勘定	前中間連結会計期間	717,366	2,135	0.59
	当中間連結会計期間	711,083	1,734	0.48
うち預金	前中間連結会計期間	703,732	1,849	0.52
	当中間連結会計期間	693,381	1,441	0.41
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	3,633	2	0.13
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借用金	前中間連結会計期間	—	0	—
	当中間連結会計期間	7,701	27	0.69
うち社債	前中間連結会計期間	10,000	283	5.64
	当中間連結会計期間	10,000	266	5.31

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間78億92百万円、当中間連結会計期間32億13百万円)を控除しております。

4. 「資金調達勘定」は金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間85億14百万円、当中間連結会計期間133億33百万円)及び利息(前中間連結会計期間25百万円、当中間連結会計期間32百万円)を控除しております。

5. 連結会社間の取引に関する債権・債務及び収益・費用につきましては相殺消去の上、記載しております。

6. 貸出金は、前中間連結会計期間より開始した保証付個人向け無担保貸出業務によるものを含んでおります。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち貸出金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち社債	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

- (注) 1. 平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
 2. 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。
 3. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間 1 億48百万円、当中間連結会計期間 1 億63百万円)を控除しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	740,934	8,426	2.26
	当中間連結会計期間	733,422	8,959	2.43
うち貸出金	前中間連結会計期間	92,424	4,839	10.44
	当中間連結会計期間	107,332	5,156	9.58
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間連結会計期間	470,393	2,267	0.96
	当中間連結会計期間	352,421	2,075	1.17
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	39,584	44	0.22
	当中間連結会計期間	63,114	76	0.24
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち買入金銭債権	前中間連結会計期間	107,090	1,253	2.33
	当中間連結会計期間	184,474	1,609	1.74
うち預け金	前中間連結会計期間	31,441	21	0.13
	当中間連結会計期間	21,687	35	0.32
資金調達勘定	前中間連結会計期間	717,366	2,135	0.59
	当中間連結会計期間	711,083	1,734	0.48
うち預金	前中間連結会計期間	703,732	1,849	0.52
	当中間連結会計期間	693,381	1,441	0.41
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	3,633	2	0.13
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受 入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	0	—
	当中間連結会計期間	7,701	27	0.69
うち社債	前中間連結会計期間	10,000	283	5.64
	当中間連結会計期間	10,000	266	5.31

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間80億40百万円、当中間連結会計期間33億77百万円)を控除しております。
3. 「資金調達勘定」は金銭の信託見合額の平均残高(前中間連結会計期間85億14百万円、当中間連結会計期間133億33百万円)及び利息(前中間連結会計期間25百万円、当中間連結会計期間32百万円)を控除しております。
4. 連結会社間の取引に関する債権・債務及び収益・費用につきましては相殺消去の上、記載しております。
5. 貸出金は、前中間連結会計期間より開始した保証付個人向け無担保貸出業務によるものを含んでおります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当行グループは主たる業務を国内で行っております。

当中間連結会計期間における国内の役務取引については、役務取引等収益は67億31百万円（前中間連結会計期間比24.85%増）、役務取引等費用は47億59百万円（前中間連結会計期間比3.37%増）となり、役務取引等収支は19億72百万円（前中間連結会計期間比150.40%増）となりました。

当中間連結会計期間における海外の役務取引については、eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.の管理するファンドからの管理報酬の受取りにより、役務取引等収益を計上しております。

この結果、相殺消去後の国内と海外の合計は、役務取引等収益は67億37百万円（前中間連結会計期間比24.71%増）、役務取引等費用は47億59百万円（前中間連結会計期間比3.37%増）となりました。

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,391	10	5,402
	当中間連結会計期間	6,731	6	6,737
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,470	—	1,470
	当中間連結会計期間	1,518	—	1,518
うち口座振替業務	前中間連結会計期間	1,093	—	1,093
	当中間連結会計期間	1,272	—	1,272
うち口座開設管理業務	前中間連結会計期間	73	—	73
	当中間連結会計期間	34	—	34
うち代理業務	前中間連結会計期間	4	—	4
	当中間連結会計期間	1	—	1
うちコンサルティング等業務	前中間連結会計期間	8	—	8
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち有価証券元引受業務	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちカード関連業務	前中間連結会計期間	765	—	765
	当中間連結会計期間	851	—	851
うち金融商品販売手数料	前中間連結会計期間	183	—	183
	当中間連結会計期間	220	—	220
役務取引等費用	前中間連結会計期間	4,603	—	4,603
	当中間連結会計期間	4,759	—	4,759
うち為替業務	前中間連結会計期間	709	—	709
	当中間連結会計期間	757	—	757
うちATM支払手数料	前中間連結会計期間	1,219	—	1,219
	当中間連結会計期間	1,081	—	1,081
うち支払保証料	前中間連結会計期間	2,388	—	2,388
	当中間連結会計期間	2,553	—	2,553

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。

2. 連結会社間の取引に関する収益・費用につきましては相殺消去の上、記載しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況
 該当事項はありません。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	682,039	—	682,039
	当中間連結会計期間	704,774	—	704,774
うち流動性預金	前中間連結会計期間	269,495	—	269,495
	当中間連結会計期間	303,284	—	303,284
うち定期性預金	前中間連結会計期間	349,810	—	349,810
	当中間連結会計期間	330,988	—	330,988
うちその他	前中間連結会計期間	62,733	—	62,733
	当中間連結会計期間	70,502	—	70,502
譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
総合計	前中間連結会計期間	682,039	—	682,039
	当中間連結会計期間	704,774	—	704,774

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。
 2. 流動性預金＝普通預金
 3. 定期性預金＝定期預金
 4. 連結会社間の取引に関する債権・債務につきましては相殺消去の上、記載しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	96,688	100.00	118,563	100.00
金融・保険業	2,850	2.95	—	—
不動産業	1,070	1.10	770	0.65
その他	92,768	95.95	117,793	99.35
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	96,688	100.00	118,563	100.00

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。
 2. 「その他」は、[前中間連結会計期間より開始した]保証付個人向け無担保貸出業務による貸出金[であります/を含んでおります]。

② 外国政府向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	228,830	—	228,830
	当中間連結会計期間	154,944	—	154,944
地方債	前中間連結会計期間	7,024	—	7,024
	当中間連結会計期間	7,027	—	7,027
短期社債	前中間連結会計期間	33,487	—	33,487
	当中間連結会計期間	6,899	—	6,899
社債	前中間連結会計期間	40,218	—	40,218
	当中間連結会計期間	21,720	—	21,720
株式	前中間連結会計期間	33	—	33
	当中間連結会計期間	1	—	1
その他の証券	前中間連結会計期間	90,052	—	90,052
	当中間連結会計期間	151,324	—	151,324
合計	前中間連結会計期間	399,647	—	399,647
	当中間連結会計期間	341,917	—	341,917

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
 「海外」とは、当行の海外連結子会社であります。
 2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
 3. 連結会社間の資本取引につきましては相殺消去の上、記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	6,767	8,679	1,912
経費(除く臨時処理分)	6,886	7,557	671
人件費	1,092	1,171	79
物件費	5,578	6,219	641
税金	215	166	△49
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	△119	1,122	1,241
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	△119	1,122	1,241
一般貸倒引当金繰入額	—	229	229
業務純益	△119	892	1,012
うち債券関係損益	△2,401	△930	1,471
実質業務純益	△383	1,035	1,419
臨時損益	△340	163	504
株式関係損益	△71	1	73
金銭の信託運用損益	△264	142	406
うち金銭の信託運用見合費用	△25	△32	△6
不良債権処理損失	—	—	—
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	—	—
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	△4	19	23
経常利益(△は経常損失)	△460	1,056	1,516
特別損益	600	△191	△792
うち貸倒引当金戻入益	794	—	△794
うち固定資産処分損益	△67	—	67
税引前中間純利益	140	864	724
法人税、住民税及び事業税	6	4	△1
法人税等調整額	—	—	—
法人税等合計	6	4	△1
中間純利益	134	859	725

- (注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3. 実質業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額＋金銭の信託運用損益
金銭の信託運用損益は臨時損益に含まれますが、金銭の信託は当行の主要な投資対象の一つであるため、実質業務純益の算定上加算しております。
4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得にかかる資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6. 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却
7. 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.26	2.44	0.18
(イ)貸出金利回	10.40	9.65	△0.75
(ロ)有価証券利回	0.96	1.17	0.21
(2) 資金調達原価 ②	2.50	2.62	0.12
(イ)預金等利回	0.52	0.41	△0.11
(ロ)外部負債利回	5.64	5.31	△0.33
(3) 総資金利鞘 ①－②	△0.24	△0.18	0.06

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
 2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金
 3. 貸出金は、前中間会計期間より開始した保証付個人向け無担保貸出業務によるものを含んでおります。

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	—	8.42	8.42
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	—	8.42	8.42
業務純益ベース	—	6.70	6.70
中間純利益ベース	0.59	6.45	5.86

- (注) 前中間会計期間において、業務純損失(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)、業務純損失(一般貸倒引当金繰入前)及び業務純損失計上しているため、業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)、業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)及び業務純益ベースのROE(単体)は記載しておりません。

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	682,720	705,766	23,046
預金(平残)	712,979	707,440	△5,539
貸出金(末残)	97,036	113,160	16,123
貸出金(平残)	92,799	105,446	12,647

- (注) 貸出金は、前中間会計期間より開始した保証付個人向け無担保貸出業務によるものを含んでおります。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	650,305	659,382	9,076
法人	32,414	46,384	13,970
合計	682,720	705,766	23,046

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	92,714	105,870	13,156
その他ローン残高	92,714	105,870	13,156

(注)前中間会計期間より保証付個人向け無担保貸出業務を開始しております。

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	97,036	110,290	13,254
総貸出金残高	② 百万円	97,036	113,160	16,123
中小企業等貸出金比率	①／② %	100.00	97.46	△2.54
中小企業等貸出先件数	③ 件	60,641	66,806	66,806
総貸出先件数	④ 件	60,641	66,807	66,807
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	100.00	99.99	99.99

(注) 1. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。
 2. 貸出金は、前中間連結会計期間より開始した保証付個人向け無担保貸出業務によるものを含んでおります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	—	—	2	3,556
計	—	—	2	3,556

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日 金額(百万円)	平成22年9月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	23,485	23,485
	うち非累積の永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	—	—
	利益剰余金	337	3,008
	自己株式(△)	4,115	4,131
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	387	204
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)	20,095	22,566
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	20,095	22,566
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	1,572	1,580
	負債性資本調達手段等	10,000	8,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	10,000	8,000
	計	11,572	9,580
控除項目	うち自己資本への算入額 (B)	11,572	9,580
	控除項目(注4) (C)	4,491	3,407
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	27,175	28,740
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	212,575	249,802
	オフ・バランス取引等項目	16,584	16,131
	信用リスク・アセットの額 (E)	229,159	265,933
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	22,362	41,450
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,789	3,316
※計 (E)+(F) (H)		251,522	307,384
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100 (%)		10.80	9.34
(参考) Tier 1 比率 = A/H×100 (%)		7.98	7.34

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成21年9月30日 金額(百万円)	平成22年9月30日 金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	23,485	23,485
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	—	—
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	134	2,608
	その他	—	—
	自己株式(△)	4,115	4,131
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の「基本的項目」計 (上記各項目の合計額)	19,504	21,961
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	19,504	21,961
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	1,573	1,589
	負債性資本調達手段等	9,752	8,000
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	9,752	8,000
控除項目	計	11,325	9,589
	うち自己資本への算入額 (B)	11,325	9,589
自己資本額	控除項目(注4) (C)	4,491	3,407
	(A)+(B)-(C) (D)	26,338	28,144
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	212,985	236,116
	オフ・バランス取引等項目	16,584	16,131
	信用リスク・アセットの額 (E)	229,570	252,247
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	22,264	40,891
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,781	3,271
	※計 (E) + (F) (H)	251,834	293,138
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		10.45	9.60
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		7.74	7.49

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価（中間貸借対照表計上額）で区分されております。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	7	8
危険債権	33	—
要管理債権	—	—
正常債権	935	1,172

(注) 今期より外国為替、その他資産中の与信関連仮払金を追加しております。なお、これらを追加した過年度の数値は下記のとおりとなります。

平成21年9月30日 正常債権940億円 破産更生債権及びこれらに準ずる債権9億円

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当行の経営に重要な影響を及ぼす事象は存在しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、当社グループが締結した経営上の重要な契約等は以下のとおりです。

(1) 楽天株式会社との株式交換契約

当行は、楽天株式会社（以下「楽天」といいます。）の完全子会社となることにより、親会社である楽天及び楽天グループ各社の有する人的・物的リソース、及び知的財産を一層有効に活用できる体制が確立でき、その結果、顧客に提供する各種サービスのクオリティや収益性の向上等を通じ、当行の従前からの競争力を一層強化し、インターネット専門銀行としてのさらなる成長と企業価値の増大に結びつけることを目的として、平成22年8月19日付で楽天との間で株式交換契約を締結し、同年9月9日付臨時株主総会での承認を経て、同年10月15日をもって、楽天の完全子会社になりました。

本株式交換により楽天が当行の発行済株式（楽天が保有する当行の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時の当行の株主名簿に記載又は記録された当行の株主（楽天を除きます。）に対し、その保有する当行の普通株式1株につき、楽天の普通株式0.52株の割合をもって楽天の普通株式を割当交付し（当行株式の価値の算出にあたっては公正性・妥当性を確保する見地から、その算出を第三者機関に依頼し、当該第三者機関は当行の経営陣から当行の財務情報及び将来の利益計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報等を踏まえてDividend Discount Model法（DDM法）を用いて算出しております。ジャスダック市場に上場している楽天の株式価格は株式交換契約締結日前日の同市場での終値を採用しております。）、当行の株主に対して割り当てる楽天株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、楽天は、会社法第234条の規定に基づき、これを処理しております。

本株式交換による楽天の資本金の増減はありません。

なお、楽天を中核とする楽天グループは、インターネット・サービスを通じた、人々と社会への“エンパワーメント”を経営の基本理念とし、総合的なインターネット・サービス企業グループとして①物販を中心としたEC（エレクトロニック・コマース＝電子商取引）に関するサイト運営・サービス提供等を行う「EC事業」、②クレジット・カードの発行による資金決済や関連するサービスを行う「クレジットカード事業」、③インターネットを通じた銀行業務を行う「銀行事業」、④インターネット広告事業等を行う「ポータル・メディア事業」、⑤宿泊予約等旅行関連のサイト運営・サービス提供等を行う「トラベル事業」、⑥オンライン証券取引サービス等を提供する「証券事業」、⑦プロ野球球団の運営や関連商品の企画・販売等を行う「プロスポーツ事業」、⑧中継電話サービス及びIP加入電話サービスを中心とした通信サービスを提供している「通信事業」並びに⑨プリペイド（先払い）型電子マネー『Edy』事業の運営・企画を行う「電子マネー事業」をはじめとするさまざまな事業を展開しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、提出日（平成22年12月17日）現在において当行が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際に将来発生する結果と異なる可能性があります。

(1) 財政状態の分析

「1 業績等の概要」に記載しております。

(2) 経営成績の分析

「1 業績等の概要」に記載しております。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 業績等の概要」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
甲種優先株式	4,000,000
乙種優先株式	4,000,000
計	4,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年12月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,349,216	2,199,892	非上場・非登録	完全議決権株式であり、権利内容 に何ら限定のない当行における 標準となる株式であります。 単元株式数は200株であります。
計	2,349,216	2,199,892	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権は、次のとおりであります。

新株引受権

株主総会の特別決議日(平成13年2月22日)

	中間会計期間末現在 (平成22年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成22年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	760	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり65,000(注)1	同左
新株予約権の行使期間	平成15年2月23日～ 平成23年2月22日 (注)2、3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 65,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4、5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注)1. 当行が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当行が、新株予約権発行後、他社と新設合併を行う場合若しくは他社に吸収合併される場合、又は他社と株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当行は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。

2. 当行が、新株予約権発行後、他社と新設合併を行う場合若しくは他社に吸収合併される場合、又は他社と株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、当行は、行使期間について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができます。
3. 行使期間の定めにかかわらず、新株予約権者は、当行の株券が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録(以下「店頭登録」といいます。)され、又は当行の株券が日本国内の証券取引所(本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。)に上場(以下「上場」といいます。)され、店頭登録の日又は上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場又は店頭登録の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を

行使できます。

4. ① 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間(1月1日から12月31日まで)金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- ② 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。)。
 - (i) 権利付与日の2年後の応当日以降、付与された権利の4分の1の権利を行使することができます。
 - (ii) 権利付与日の3年後の応当日以降、付与された権利の2分の1の権利を行使することができます。
 - (iii) 権利付与日の4年後の応当日以降、付与された権利の4分の3の権利を行使することができます。
 - (iv) 権利付与日の5年後の応当日以降、付与された権利のすべてを行使することができます。
5. ① 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
 ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役が任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行の従業員が当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- ② 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
 ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- ④ 新株予約権者は、一度の手續において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- ⑤ その他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書で定めるところによります。
6. 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年9月30日	—	2,349,216	—	23,485,735	—	—

(注)平成22年10月15日の自己株式の消却により、発行済株式総数は149,324株減少し2,199,892株となっております。

(6) 【大株主の状況】

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
楽天株式会社	東京都品川区東品川 4-12-3	2,080,787	88.57
楽天銀行株式会社	東京都品川区東品川 4-12-3	138,013	5.87
株式会社プレゼンス	東京都調布市布田 4-20-2	24,000	1.02
柏山 豊秀	和歌山県西牟婁郡上富田町	7,569	0.32
WEALTHY TECHNOLOGIES LIMITED	TRUSTNET(BRITISH VIRGIN ISLANDS)LIMITED TRUSTNET CHAMBERS,P.O BOX 3444,ROAD TOWN, TORTOLA,BRITISH VIRGIN ISLANDS	4,500	0.19
東短ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋室町 4-4-10	4,340	0.18
ヤマトホールディングス株式会社	東京都中央区銀座 2-16-10	4,000	0.17
九州カード株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前 4-3-18	4,000	0.17
株式会社ソリトンシステムズ	東京都新宿区新宿 2-4-3	3,475	0.14
株式会社サンオーク	和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎558	2,686	0.11
計	—	2,273,370	96.77

(注) 1. 当行は、平成22年3月19日から平成22年4月30日に行われた当行の親会社である楽天株式会社による当行株式等に対する公開買付け及び平成22年10月15日を効力発生日とする楽天株式会社との株式交換により、同日付けで楽天株式会社の完全子会社になっております。

2. 平成22年10月15日の自己株式の消却により、楽天銀行株式会社の所有株式数はなくなっております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 138,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,164,400	10,822	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 46,816	—	—
発行済株式総数	2,349,216	—	—
総株主の議決権	—	10,822	—

(注) 1. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、自己保有の自己株式13株が含まれております。

2. 平成22年10月15日の自己株式の消却により、自己保有の自己株式はなくなっております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 楽天銀行株式会社	東京都品川区東品川 4-12-3	138,000	—	138,000	5.87
計	—	138,000	—	138,000	5.87

(注) 平成22年10月15日の自己株式の消却により、自己名義所有株式数及び所有株式数の合計はなくなっております。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場のため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役 副社長執行役員 営業・マーケティング本部担当役員 兼 システム本部担当役員 兼 オペレーション本部担当役員 兼 住宅ローン事業本部担当役員 兼 住宅ローン事業本部長	代表取締役 副社長執行役員 営業・マーケティング本部担当役員 兼 システム本部担当役員 兼 オペレーション本部担当役員	野原 彰人	平成22年12月1日

第5 【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年 3月31日)
資産の部			
現金預け金	21,718	16,548	25,877
コールローン	25,000	77,000	32,000
買入金銭債権	167,939	179,678	186,353
金銭の信託	13,076	11,759	15,191
有価証券	※1, ※6 399,647	※1, ※6 341,917	※1, ※6 374,184
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 96,688	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 118,563	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 99,276
外国為替	362	523	941
その他資産	※6 16,875	※6 30,346	※6 21,854
有形固定資産	※8 587	※8 530	※8 527
無形固定資産	5,734	4,896	4,935
繰延税金資産	23	15	16
支払承諾見返	—	3,556	—
貸倒引当金	△9,941	△2,392	△4,226
資産の部合計	737,712	782,941	756,931
負債の部			
預金	682,039	704,774	695,747
借入金	—	14,500	※6, ※9 1,200
社債	※10 10,000	※10 10,000	※10 10,000
その他負債	17,191	19,247	19,053
賞与引当金	109	137	117
ポイント引当金	243	211	246
偶発損失引当金	359	380	370
特別法上の引当金	2	5	5
繰延税金負債	2,707	2,870	3,281
支払承諾	—	3,556	—
負債の部合計	712,653	755,683	730,021
純資産の部			
資本金	23,485	23,485	23,485
利益剰余金	337	3,008	1,983
自己株式	△4,115	△4,131	△4,120
株主資本合計	19,707	22,362	21,349
その他有価証券評価差額金	4,964	4,692	5,344
評価・換算差額等合計	4,964	4,692	5,344
少数株主持分	387	204	216
純資産の部合計	25,059	27,258	26,910
負債及び純資産の部合計	737,712	782,941	756,931

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	16,537	17,920	33,856
資金運用収益	8,426	8,959	17,147
(うち貸出金利息)	4,839	5,156	9,556
(うち有価証券利息配当金)	2,267	2,075	4,469
役務取引等収益	5,402	6,737	11,829
その他業務収益	2,608	1,992	4,593
その他経常収益	※1 99	230	285
経常費用	17,077	16,667	32,091
資金調達費用	2,160	1,766	4,033
(うち預金利息)	1,874	1,473	3,471
役務取引等費用	4,603	4,759	9,097
その他業務費用	2,909	2,114	4,226
営業経費	※6 7,056	7,787	※6 14,301
その他経常費用	※2 347	※2 239	※2 431
経常利益又は経常損失(△)	△539	1,253	1,765
特別利益	800	—	964
貸倒引当金戻入益	795	—	959
その他の特別利益	※3 5	—	※3 5
特別損失	236	234	1,048
固定資産処分損	84	25	95
減損損失	—	—	※4 470
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—	2
偶発損失引当金繰入額	10	10	20
その他の特別損失	※5 142	※5 198	※5 458
税金等調整前中間純利益	24	1,018	1,681
法人税、住民税及び事業税	10	5	15
法人税等調整額	1	1	8
法人税等合計	11	6	23
少数株主損益調整前中間純利益		1,011	
少数株主損失(△)	△67	△12	△63
中間純利益	79	1,024	1,721

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	54,997	23,485	54,997
当中間期変動額			
資本金から剰余金への振替	△31,511	—	△31,511
当中間期変動額合計	△31,511	—	△31,511
当中間期末残高	23,485	23,485	23,485
資本剰余金			
前期末残高	22,020	—	22,020
当中間期変動額			
会社分割による増加	5,000	—	5,000
資本金から剰余金への振替	31,511	—	31,511
欠損填補	△58,532	—	△58,532
当中間期変動額合計	△22,020	—	△22,020
当中間期末残高	—	—	—
利益剰余金			
前期末残高	△58,274	1,983	△58,274
当中間期変動額			
欠損填補	58,532	—	58,532
中間純利益	79	1,024	1,721
連結範囲の変動	—	—	4
当中間期変動額合計	58,612	1,024	60,258
当中間期末残高	337	3,008	1,983
自己株式			
前期末残高	△114	△4,120	△114
当中間期変動額			
自己株式の取得	△4,114	△11	△4,118
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	113	—	113
当中間期変動額合計	△4,000	△11	△4,005
当中間期末残高	△4,115	△4,131	△4,120
株主資本合計			
前期末残高	18,628	21,349	18,628
当中間期変動額			
会社分割による増加	5,000	—	5,000
資本金から剰余金への振替	—	—	—
欠損填補	—	—	—
中間純利益	79	1,024	1,721
連結範囲の変動	—	—	4
自己株式の取得	△4,114	△11	△4,118
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	113	—	113

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
当中間期変動額合計	1,078	1,012	2,720
当中間期末残高	19,707	22,362	21,349
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,759	5,344	1,759
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,204	△651	3,584
当中間期変動額合計	3,204	△651	3,584
当中間期末残高	4,964	4,692	5,344
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,759	5,344	1,759
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,204	△651	3,584
当中間期変動額合計	3,204	△651	3,584
当中間期末残高	4,964	4,692	5,344
少数株主持分			
前期末残高	455	216	455
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△67	△12	△238
当中間期変動額合計	△67	△12	△238
当中間期末残高	387	204	216
純資産合計			
前期末残高	20,843	26,910	20,843
当中間期変動額			
会社分割による増加	5,000	—	5,000
中間純利益	79	1,024	1,721
連結範囲の変動	—	—	4
自己株式の取得	△4,114	△11	△4,118
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	113	—	113
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,137	△664	3,346
当中間期変動額合計	4,215	348	6,066
当中間期末残高	25,059	27,258	26,910

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	24	1,018	1,681
減価償却費	1,104	1,145	2,251
のれん償却額	18	—	18
貸倒引当金の増減(△)	△2,850	△1,833	△8,565
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△378	—	△378
賞与引当金の増減額(△は減少)	△25	19	△17
ポイント引当金の増減額(△は減少)	44	△34	47
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	10	10	20
資金運用収益	△8,426	△8,959	△17,147
資金調達費用	2,160	1,766	4,033
有価証券関係損益(△)	4,866	928	10,445
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	239	△174	198
為替差損益(△は益)	552	2,339	△365
固定資産処分損益(△は益)	84	25	95
減損損失	—	—	470
貸出金の純増(△) 減	△2,892	△19,286	△5,481
預金の純増減(△)	△52,246	9,026	△38,542
借入金金の純増減(△)	△53	13,300	1,147
預け金(現金同等物を除く)の純増(△) 減	△3,000	5,000	△8,000
コールローン等の純増(△) 減	△20,000	△45,000	△27,000
外国為替(資産)の純増(△) 減	373	417	△205
買入金銭債権の純増(△) 減	△89,870	6,675	△108,284
資金運用による収入	8,258	8,750	16,564
資金調達による支出	△2,563	△1,880	△4,856
その他	△3,603	△5,324	△6,782
小計	△168,173	△32,070	△188,652
法人税等の還付額	61	32	52
営業活動によるキャッシュ・フロー	△168,111	△32,037	△188,600
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△174,100	△108,243	△298,611
有価証券の売却による収入	94,828	8,186	115,812
有価証券の償還による収入	203,937	125,089	330,466
金銭の信託の増加による支出	△10,881	△2,005	△15,889
金銭の信託の減少による収入	3,831	5,806	6,759
有形固定資産の取得による支出	△123	△158	△204
無形固定資産の取得による支出	△862	△955	△1,891
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△11	—	△11
投資活動によるキャッシュ・フロー	116,617	27,720	136,430

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
少数株主への清算分配金の支払額	—	—	△160
自己株式の取得による支出	△4,114	△11	△4,118
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,114	△11	△4,278
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△55,608	△4,329	△56,448
現金及び現金同等物の期首残高	68,199	17,877	68,199
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	—	△0
吸収分割に伴う現金同等物の増加額	6,127	—	6,127
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 18,718	※1 13,548	※1 17,877

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 4社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 楽天モーゲージ株式会社 イートラスト株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. なお、楽天モーゲージ株式会社は、株式取得に伴い、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 イートラスト信託株式会社は平成21年9月30日付で会社名をイートラスト株式会社に変更しております。 (2) 非連結子会社 1社 非連結子会社の名称 さわやか1号投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 3社 連結子会社の名称 楽天バンクシステム株式会社 楽天モーゲージ株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. なお、イーバンクシステム株式会社は平成22年8月1日付で会社名を楽天バンクシステム株式会社に変更しております。 (2) 非連結子会社 1社 非連結子会社の名称 さわやか1号投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。 なお、イートラスト株式会社は平成22年7月5日に清算終了いたしました。	(1) 連結子会社 3社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 楽天モーゲージ株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. なお、楽天モーゲージ株式会社は、株式取得に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、イートラスト信託株式会社は平成21年9月30日付で会社名をイートラスト株式会社に変更し、会社清算手続により重要性が減少したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。 (2) 非連結子会社 2社 非連結子会社の名称 イートラスト株式会社 さわやか1号投資事業有限責任組合 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 0社 なお、前連結会計年度末まで持分法を適用しておりました栄光債権回収株式会社は持分の売却により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の範囲から除いております。	(1) 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 0社	(1) 同 左 (2) 持分法適用の関連会社 0社 なお、前連結会計年度末まで持分法を適用しておりました栄光債権回収株式会社は持分の売却により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除いております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 持分法非適用の非連結子会社の名称 さわやか1号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社 0社	(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 持分法非適用の非連結子会社の名称 さわやか1号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 なお、イートラスト株式会社は平成22年7月5日に清算終了いたしました。 (4) 同 左	(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社 持分法非適用の非連結子会社の名称 イートラスト株式会社 さわやか1号投資事業有限責任組合 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 同 左
3. 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 3社 (2) 6月末日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 1社 9月末日 2社 (2) 同 左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 1社 3月末日 2社 (2) 12月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。 なお、当中間連結会計期間は、残高はありません。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。 なお、当連結会計年度は、残高はありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同 左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 その他：3年～20年 ② 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め 定めている償却・引当基準 に則り、次のとおり計上し ております。 「銀行等金融機関の資産 の自己査定並びに貸倒償却 及び貸倒引当金の監査に関 する実務指針」(日本公認 会計士協会銀行等監査特別 委員会報告第4号)に規定 する正常先債権及び要注意 先債権に相当する債権につ いては、一定の種類毎に分 類し、合理的に算出した予 想損失率等に基づき引き当 てております。破綻懸念先 債権に相当する債権につ いては、債権額から担保の処 分可能見込額及び保証によ る回収可能見込額を控除し 、その残額のうち必要と 認める額を引き当てており ます。破綻先債権及び実質 破綻先債権に相当する債権 については、債権額から、担 保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を 控除した残額を引き当てて おります。 すべての債権は、資産の自 己査定基準に基づき、営業 関連部署が資産査定を実施 し、当該部署から独立した 資産監査部署が査定結果を 監査しており、その査定結 果に基づいて上記の引当を 行っております。 連結子会社の貸倒引当金 は、一般債権については過 去の貸倒実績率等を勘案し て必要と認めた額を、貸倒 懸念債権等特定の債権につ いては、個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額 をそれぞれ引き当てており ます。	(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左	(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への 賞与の支払いに備えるた め、従業員に対する賞与の 支給見込額のうち、当中間 連結会計期間に帰属する額 を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同 左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への 賞与の支払いに備えるた め、従業員に対する賞与の 支給見込額のうち、当連結 会計年度に帰属する額を計 上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(7) ポイント引当金の計上基準 ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(7) ポイント引当金の計上基準 同 左	(7) ポイント引当金の計上基準 同 左
	(8) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(8) 偶発損失引当金の計上基準 同 左	(8) 偶発損失引当金の計上基準 同 左
	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(9) 特別法上の引当金の計上基準 同 左	(9) 特別法上の引当金の計上基準 同 左
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同 左	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(11) リース取引の処理方法 同 左	(11) リース取引の処理方法 同 左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(12)重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理、または 時価ヘッジ処理によっ ております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対 象 ・ヘッジ手段 …為替予約、債券先物、 株式指数先物 ・ヘッジ対象 …外貨建有価証券、日本 国債、上場投資信 託 ③ ヘッジ方針 行内規程に基づき、為替 変動リスク及び価格変 動リスク等をヘッジし ております。 ④ ヘッジ有効性評価の方 法 ヘッジ開始時から有効 性判定時点までの期間 におけるヘッジ対象の 対象リスクから生じる 価格変動額と、ヘッジ 手段の対象リスクから 生じる価格変動額とを 比較して判断しており ます。	(12)重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同 左 ② ヘッジ手段とヘッジ対 象 同 左 ③ ヘッジ方針 同 左 ④ ヘッジ有効性評価の方 法 同 左	(12)重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 同 左 ② ヘッジ手段とヘッジ対 象 同 左 ③ ヘッジ方針 同 左 ④ ヘッジ有効性評価の方 法 同 左
	(13) —	(13)中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲 中間連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち、定 期預け金以外のものであり ます。	(13) —
	(14)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会 社の消費税及び地方消費 税の会計処理は、税抜方 式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同 左	(14)消費税等の会計処理 同 左
5. (中間)連結キャッ シュ・フロー計算 書における資金の 範囲	中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のう ち、定期預け金以外のもの であります。	—	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち、譲 渡性預け金及び定期預け金 以外のものであります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(連結の範囲に関する適用指針) 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。 —	— — (資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ2百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額はありません。	— (金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は196百万円増加、有価証券は5,607百万円減少、貸倒引当金は5,927百万円減少、繰延税金負債は57百万円増加、その他有価証券評価差額金は83百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ375百万円増加しております。 —

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
—	(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

【注記事項】
 (中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※ 1. 有価証券には、非連結子会社の出資金637百万円を含んでおります。 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は3,920百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,920百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※ 1. 有価証券には、非連結子会社の出資金100百万円を含んでおります。 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は770百万円であります。また、延滞債権額はありません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は770百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※ 1. 有価証券には、非連結子会社の株式19百万円及び出資金637百万円を含んでおります。 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は770百万円、延滞債権額は2,640百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,410百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※ 6. 当座借越、為替決済、デリバティブ取引等の取引及び信用状発行の担保の担保として、有価証券81,932百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は5,502百万円及び保証金は606百万円であります。 ※ 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、102,737百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが102,737百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※ 8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,482百万円 ※ 9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 40,000百万円 借入実行残高 一百万円 差引額 40,000百万円 ※ 10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。	※ 6. 当座借越、為替決済及びデリバティブ取引等の取引の担保の担保として、有価証券76,873百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は8,033百万円及び保証金は2,016百万円あります。 ※ 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、137,791百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが137,791百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※ 8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,707百万円 ※ 9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間連結会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 40,000百万円 借入実行残高 一百万円 差引額 40,000百万円 ※ 10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。	※ 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 11,466百万円 担保資産に対応する債務 借入金 300百万円 上記のほか、当座借越、為替決済及びデリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券 64,658百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は6,901百万円及び保証金は2,069百万円あります。 ※ 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、123,822百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが123,822百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※ 8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,621百万円 ※ 9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 40,000百万円 借入実行残高 300百万円 差引額 39,700百万円 ※ 10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
--	--	--

※ 1. その他経常収益は、金銭の信託運用益54百万円を含んでおります。	※ 1. —	※ 1. —																		
※ 2. その他経常費用には、株式等償却7百万円、金銭の信託運用損293百万円を含んでおります。	※ 2. その他経常費用には、株式等償却4百万円を含んでおります。	※ 2. その他の経常費用には、株式等償却7百万円を含んでおります。																		
※ 3. その他の特別利益には、賞与引当金戻入益4百万円を含んでおります。	※ 3. —	※ 3. その他の特別利益には、賞与引当金戻入益4百万円を含んでおります。																		
※ 4. —	※ 4. —	※ 4. 当行グループは以下のとおり減損損失を計上いたしました。 (減損損失を認識した資産)																		
		<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失額 (百万円)</th></tr><tr><td rowspan="3">イーバンク 銀行 株式会社 (東京都)</td><td>提携カードサービス</td><td>ソフトウェア</td><td>211</td></tr><tr><td>個人ローン</td><td>ソフトウェア 仮勘定</td><td>238</td></tr><tr><td>横浜コールセンター及び福岡コールセンター</td><td>その他</td><td>21</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>470</td></tr></table>	場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	イーバンク 銀行 株式会社 (東京都)	提携カードサービス	ソフトウェア	211	個人ローン	ソフトウェア 仮勘定	238	横浜コールセンター及び福岡コールセンター	その他	21	合 計			470
場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																	
イーバンク 銀行 株式会社 (東京都)	提携カードサービス	ソフトウェア	211																	
	個人ローン	ソフトウェア 仮勘定	238																	
	横浜コールセンター及び福岡コールセンター	その他	21																	
合 計			470																	
		(資産のグルーピングの方法) 当行グループは、原則として管理会計上の区分を考慮して、資産グループを決定しております。 (減損損失の認識に至った経緯) 提携先とのカードサービスの停止に伴い、当該関連システムの今後の利用予定がなくなった為、減損損失を認識しております。また、個人向けローンサービスに対するソフトウェア開発をしておりましたが、楽天クレジット株式会社の吸収分割等により、当該ソフトウェアの開発計画を再度検討した結果、延期となった為、減損損失を認識しております。 (回収可能価額の算定方法等) 回収可能価格は正味売却価格を使用し、時価の算定に当たっては当該資産の今後の利用予定がない為、当該資産全額を損失処理しております。																		
※ 5. その他の特別損失には、本店移転費用69百万円及び商号変更費用36百万円を含んでおります。	※ 5. その他の特別損失には、商号変更費用180百万円を含んでおります。	※ 5. その他の特別損失には、本店移転費用117百万円及び商号変更費用283百万円を含んでおります。																		
※ 6. 営業経費には、研究開発費1百万円を含んでおります。	※ 6. —	※ 6. 営業経費には、研究開発費1百万円を含んでおります。																		

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,769	579	—	2,349	(注1)
合計	1,769	579	—	2,349	
自己株式					
普通株式	1	137	1	137	(注2)
合計	1	137	1	137	

(注)1. 当中間連結会計期間中に増加した発行済株式数は、平成21年3月19日開催の臨時株主総会における吸収分割契約承認決議に基づき、楽天クレジット株式会社のカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含む。)を吸収分割により当行が承継し、吸収分割の承継する権利義務の代わりとして発行したものであります。

2. 当中間連結会計期間中に増加した自己株式は、楽天クレジット株式会社の吸収分割に関する反対株主からの買取137千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであります。また、当中間連結会計期間中に減少した自己株式は、持分法適用会社が所有していた自己株式(当行株式)の持分割合による当行帰属分について、当中間連結会計期間において当該持分法適用会社を持分法の対象から除いたことにより減少しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権			—		—	(注)
合計				—		—	

(注)当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当中間連結会計期間末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,349	—	—	2,349	
合計	2,349	—	—	2,349	
自己株式					
普通株式	137	0	—	138	(注)
合計	137	0	—	138	

(注) 当中間連結会計期間中に増加した自己株式は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権			—		—	(注)
合計				—		—	

(注)当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当中間連結会計期間末残高はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

III 前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
--	-----------------	------------------	------------------	-----------------	----

発行済株式					
普通株式	1,769	579	—	2,349	(注1)
合計	1,769	579	—	2,349	
自己株式					
普通株式	1	137	1	137	(注2)
合計	1	137	1	137	

- (注) 1. 当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、平成21年3月19日開催の臨時株主総会における吸収分割契約承認決議に基づき、楽天クレジット株式会社のカードローン事業（短期延滞債権管理業務を含む。）を吸収分割により当行が承継し、吸収分割の承継する権利義務の代わりとして発行したものであります。
2. 当連結会計年度中に増加した自己株式は、楽天クレジット株式会社の吸収分割に関する反対株主からの買取137千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであります。また、当連結会計年度中に減少した自己株式は、持分法適用会社が所有していた自己株式(当行株式)の持分割合による当行帰属分について、当連結会計年度において当該持分法適用会社を持分法の対象から除いたことにより減少しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度		当連結会計 年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—				—	(注)
合計			—				—	

(注) 当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当連結会計年度末残高はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成21年9月30日現在 現金預け金勘定 21,718 定期預け金 △3,000 現金及び現金同等物 18,718	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年9月30日現在 現金預け金勘定 16,548 定期預け金 △3,000 現金及び現金同等物 13,548	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 25,877 譲渡性預け金 △5,000 定期預け金 △3,000 現金及び現金同等物 17,877

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 154百万円 無形固定資産 18百万円 合計 172百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 98百万円 無形固定資産 11百万円 合計 109百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 1百万円 合計 2百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 56百万円 無形固定資産 6百万円 合計 62百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 30百万円 1年超 34百万円 合計 64百万円 ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 1百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 18百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 17百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 1百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 118百万円 無形固定資産 16百万円 合計 135百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 88百万円 無形固定資産 13百万円 合計 102百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 1百万円 合計 2百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 29百万円 無形固定資産 3百万円 合計 32百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 25百万円 1年超 8百万円 合計 33百万円 ・リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 1百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 14百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 13百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 1百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 同 左	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 154百万円 無形固定資産 18百万円 合計 172百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 112百万円 無形固定資産 13百万円 合計 125百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 1百万円 合計 2百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 41百万円 無形固定資産 4百万円 合計 45百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 26百万円 1年超 21百万円 合計 47百万円 ・リース資産減損勘定の年度末残高 1百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 35百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 33百万円 支払利息相当額 1百万円 減損損失 1百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 191百万円 1年超 15百万円 合計 206百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 184百万円 1年超 64百万円 合計 249百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 183百万円 1年超 149百万円 合計 333百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	16,548	16,548	—
(2)コールローン	77,000	77,000	—
(3)買入金銭債権(※1)	178,401	178,409	7
(4)金銭の信託(※1)	11,736	11,743	6
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	11,027	11,557	529
その他有価証券	330,730	330,730	—
(6)貸出金	118,563		
貸倒引当金(※1)	△1,027		
	117,535	117,553	17
(7)外国為替	523	523	—
資産計	743,503	744,065	562
(1)預金	704,774	706,859	2,085
(2)借入金	14,500	14,500	—
(3)社債	10,000	10,000	—
負債計	729,274	731,359	2,085
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	330	330	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	330	330	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、預け先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) コールローン

コールローンについては、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、一部の事業債の時価については、合理的に算定された裏付資産の評価額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は5,630百万円増加、「繰延

税金負債」は2,290百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は3,339百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）の合計値としており、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等が主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

（6）貸出金

貸出金のうち、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、その全額が第三者による保証を受けていること及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

（7）外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これらは、満期のない預け金であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

（1）預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）借入金

借入金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）社債

当行の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（5）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)	1
②非上場外国証券(※1)	37
③非連結子会社出資金(※1)	100
④組合出資金(※2)	19
合 計	159

（※1）非上場株式、非上場外国証券、非連結子会社株式及び非連結子会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 前連結会計年度末（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループでは、預金業務、為替業務及び個人向け貸出業務を主たる業務としており、個人・法人顧客の双方に普通預金を、個人顧客向けに定期預金及び外貨預金を各々提供し、また、当該金融負債を主たる原資として、個人顧客向けに保証付無担保カードローンを提供しているほか、有価証券や買入金銭債権の購入、金銭の信託の設定、コールローン等の市場取引、顧客への金融商品販売に付随して発生するデリバティブ・為替関連取引等を実施し、銀行のもつ社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、過度な利益追求等により経営体力を超える運用を行うことを厳に慎み、とりわけ顧客から預った預金については、十分安全性に配慮した運用を実施しております。また、運用調達業務全般にわたり、資産・負債構成の最適化及び適切な水準の自己資本充実度の確保を目的とし、金利感応度、資金流動性、市場流動性等に留意したALM（資産負債総合管理）運営を行っております。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段としては取扱わない方針としてお

ります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として有価証券、買入金銭債権、貸出金です。

有価証券については、主として国債、地方債、社債、外国証券等であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。買入金銭債権については、主として各種信託受益権であり、これらは、それぞれ発行体及び原資産の信用リスク及び金利の変動リスクなどに晒されております。貸出金については、主として個人顧客に対する保証付貸出金であり、個人顧客及び保証会社の信用リスクに晒されております。業種や地域などの特定集中リスクには、特段晒されておられません。

金融負債については、個人・法人顧客向の普通預金、個人顧客向け一般定期預金、新型定期預金のほか、外貨普通預金や外貨定期預金といった商品を提供しております。新型定期預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、対応した金利スワップ取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしております。外貨普通預金・外貨定期預金については、為替の変動リスクに晒されておりますが、対応した為替予約取引を行うことにより、当該リスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行グループでは、リスク管理を行うに際しての基本的事項を、「統合的リスク管理基本規程」として制定しております。この中で、管理すべきリスクの種類を、①信用リスク、②市場リスク、③資金流動性リスク、④市場流動性リスク、⑤決済リスク、⑥オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク等）と分類・特定し、各リスクの管理の基本方針を定めております。また、自己資本の適切性確保を前提として、外部経済環境を考慮に入れつつ、経営戦略の実現及び収益の最大化を図るための、健全かつ最適な運用・調達ポートフォリオの構築を目的とした「ALM規程」を制定しております。

管理すべきリスクの種類については、随時見直しを行い、環境変化に応じて新たに発生したリスクを、管理すべきリスクとして追加することとしています。これらのリスクを総合的に管理する観点から、グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理本部を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を行っています。また、ALMについては、財務本部が所管し、運営に当たっております。

当行グループでは、市場リスク及び信用リスクを、自己資本充実度の評価において最も重視すべきリスクの対象とし、各リスクカテゴリーへの自己資本配賦の実施と、その配賦額内へのリスクの抑制というプロセスにより、適切な自己資本充実度を確保できる範囲内でのみリスクを許容する、リスク管理を実施しております。

金融資産のうち時価を有する資産については、原則として市場リスクを直近データに基づくバリュー・アット・リスク（VaR）による計測を実施し、当該VaRによる計測結果を市場リスクの自己資本利用額として使用しております。また、金融資産のうち時価を有しないものについては、平成18年3月27日金融庁告示第19号、いわゆるバーゼルⅡ第1の柱（最低所要自己資本比率）における信用リスクに対する所要自己資本の額の標準的手法適用による算定手法を用い、信用リスクとしての自己資本利用額を算定しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	25,877	25,877	—
(2)コールローン	32,000	32,000	—
(3)買入金銭債権（※1）	185,434	185,642	207
(4)金銭の信託（※1）	15,161	15,205	43
(5)有価証券			
満期保有目的の債券	11,026	11,536	510
その他有価証券	362,425	362,425	—
(6)貸出金	99,276	—	—
貸倒引当金（※1）	△3,222	—	—
	96,054	96,054	—
(7)外国為替	941	941	—
資産計	728,921	729,682	761
(1)預金	695,747	698,425	2,677
(2)借入金	1,200	1,200	—
(3)社債	10,000	10,000	—
負債計	706,947	709,625	2,677

デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,399	1,399	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1,399	1,399	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権、金銭の信託に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、預け先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

（2）コールローン

コールローンについては、残存期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（3）買入金銭債権

買入金銭債権については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

（5）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。なお、一部の事業債の時価については、合理的に算定された裏付資産の評価額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表計上額としておりましたが、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は8,176百万円増加、「繰延税金負債」は3,326百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は4,848百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値（コンベクシティ調整後）の合計値としており、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等が主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

（6）貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、返済期限を設けていないものについては、その全額が第三者による保証を受けていること及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

（7）外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）であります。これらは、満期のない預け金であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

（1）預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）借入金

借入金のうち、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

当行の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップション）、通貨関連取引（為替予約）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式	1
②非上場外国証券	50
③非連結子会社株式	19
④非連結子会社出資金	637
⑤組合出資金	24
合 計	732

(※1) 非上場株式、非上場外国証券、非連結子会社株式及び非連結子会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	22,877	3,000	—	—	—	—
コールローン	32,000	—	—	—	—	—
買入金銭債権	14,109	46,196	24,304	58,312	33,432	10,697
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	11,035	—	—	—
うち国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	—	7,035	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	76,589	48,859	52,095	15,895	77,000	83,995
うち国債	30,000	—	—	10,500	76,000	63,200
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	25,000	—	—	—	—	—
社債	7,046	5,813	500	3,895	—	11,061
貸出金(※)	2,885	—	—	—	—	—
合 計	148,462	98,056	87,435	74,208	110,432	94,962

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない3,410百万円、期間の定めのないもの92,981百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	580,024	54,187	24,387	12,819	24,329	—
借入金	1,200	—	—	—	—	—
社債	—	—	10,000	—	—	—
合 計	581,224	54,187	34,387	12,819	24,329	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	7,024	7,195	170
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	4,000	4,342	342
合計	11,024	11,537	513

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	28	32	4
債券	283,762	291,645	7,883
国債	220,627	228,830	8,203
地方債	—	—	—
短期社債	33,487	33,487	0
社債	29,648	29,327	△320
その他	143,443	144,025	582
合計	427,233	435,703	8,469

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当中間連結会計期間における減損処理額は2,767百万円であります。

3. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したこと及び時価ヘッジを適用したこと等により、損益に反映させた額は△781百万円であります。

4. 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価額を時価として付しております。

この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が7,956百万円、その他有価証券評価差額金が3,209百万円、繰延税金負債が4,747百万円、それぞれ増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)の合計値としており、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等が主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	1
非上場外国証券	49
事業債	10,891
みなし有価証券	1,030
信託受益権(買入金銭債権)	108,886
非連結子会社	637

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え るもの	国債	—	—	—
	地方債	7,027	7,220	193
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	4,000	4,336	336
	小計	11,027	11,557	529
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		11,027	11,557	529

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	166,513	159,599	6,914
	国債	149,945	143,127	6,817
	地方債	—	—	—
	短期社債	4,899	4,899	0
	社債	11,668	11,572	96
	その他	204,155	201,302	2,853
	小計	370,669	360,901	9,768
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	1	1	—
	債券	17,050	17,405	△354
	国債	4,998	4,998	△0
	地方債	—	—	—
	短期社債	1,999	1,999	△0
	社債	10,052	10,406	△354
	その他	122,846	124,621	△1,774
	小計	139,898	142,028	△2,129
合計		510,568	502,930	7,638

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,812百万円であります。また、時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	7,026	7,208	182
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	4,000	4,327	327
	小計	11,026	11,536	510
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		11,026	11,536	510

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	34	28	6
	債券	219,576	210,904	8,671
	国債	185,539	176,933	8,606
	地方債	—	—	—
	短期社債	18,496	18,494	1
	社債	15,540	15,475	64
	その他	190,185	187,044	3,140
	小計	409,795	397,977	11,818
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	—	—	—
	債券	18,932	19,294	△361
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	6,497	6,497	△0
	社債	12,435	12,796	△361
	その他	113,315	114,860	△1,545
	小計	132,247	134,155	△1,907
合計		542,043	532,132	9,910

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	—
債券	114,816	396	—
国債	106,530	330	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	8,285	65	—
その他	843	301	3
合計	115,660	698	3

5. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は4,041百万円であります。また、時価が取得価額に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	15,191	△269

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,671
その他有価証券	7,671
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△2,707
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,964
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,964

- (注) 1. 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したこと等により、損益に反映させた額△781百万円を除いております。
 2. 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額等△16百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	7,562
その他有価証券	7,562
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△2,870
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,692
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	4,692

- (注) 1. 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したこと等により、損益に反映させた額72百万円を除いております。
 2. 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額等△19百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	8,625
その他有価証券	8,625
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△3,281
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,344
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,344

- (注) 1. 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額1,263百万円を除いております。
 2. 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額△14百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—
	金利スワップション	134,209	△19	△19
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△19	△19

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 金利スワップション取引には、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	101,148	453	453
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	453	453

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—
	その他	3,000	954	954
	合計	—	954	954

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	72,040	60,968	2,042	2,042
	買建	26,440	60,997	△2,047	△2,047
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△4	△4

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップション取引には、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	71,003	131	14	14
	買建	71,003	2,129	320	320
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	335	335

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォル ト・オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	2,500	2,500	395	395
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	395	395

(注) 1. 「その他」は複合金融商品に組込まれたクレジットデリバティブ取引であります。
 2. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 3. 時価の算定
 取引金融機関から提示された価格によっております。
 4. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	66,540	52,624	1,864	1,864
	買建	61,810	53,058	△1,584	△1,584
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	280	280

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップション取引には、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	58,209	2,329	1,288	1,288
	買建	22,857	190	△169	△169
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1,119	1,119

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォル ト・オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	2,500	2,500	1,208	1,208
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1,208	1,208

(注) 1. 「その他」は複合金融商品に組込まれたクレジットデリバティブ取引であります。
 2. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 3. 時価の算定
 取引金融機関から提示された価格によっております。
 4. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 該当事項はありません。
2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況
 - (1) スtock・オプションの内容

	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名、従業員20名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役2名、従業員9名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成13年6月18日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役5名
株式の種類別のStock・オプションの数(注)	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

	平成13年6月18日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,530株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年8月20日 至 平成23年6月18日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成14年6月20日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成14年10月31日 至 平成24年6月20日

	平成14年6月20日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	平成14年9月30日、平成15年1月6日、平成15年3月31日及び平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成16年9月30日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年1月6日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年3月31日 至 平成24年6月20日及び 自 平成17年6月18日 至 平成24年6月20日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成14年6月20日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役1名、アドバイザー・コミッティーメンバー6名、コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,600株
付与日	平成15年5月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年5月30日 至 平成24年6月20日

	平成14年6月20日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年6月18日 至 平成24年6月20日

	平成15年6月19日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役5名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株
付与日	平成16年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年3月31日 至 平成25年6月19日

	平成15年6月19日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員94名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,940株
付与日	平成15年11月28日、平成16年2月29日及び平成16年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成25年6月19日、 自 平成18年2月29日 至 平成25年6月19日及び 自 平成18年6月18日 至 平成25年6月19日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成16年6月24日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150株
付与日	平成16年11月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年11月30日 至 平成26年6月24日

	平成16年6月24日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数（名）	コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330株
付与日	平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年1月31日 至 平成26年6月24日

	平成16年6月24日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役9名、コンサルタント2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 7,420株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年2月10日 至 平成26年6月24日

	平成16年6月24日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数（名）	コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 100株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年3月31日 至 平成26年6月24日

	平成16年6月24日株主総会決議⑤
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成18年10月20日 至 平成26年6月24日、 自 平成18年11月30日 至 平成26年6月24日及び 自 平成19年1月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成16年6月24日株主総会決議⑥
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,050株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年2月10日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成16年6月24日株主総会決議⑦
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員59名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,240株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年3月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成17年6月29日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役13名、従業員54名、コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,460株
付与日	平成17年8月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成27年6月29日及び 自 平成19年11月15日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成17年6月29日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年11月15日 至 平成27年6月29日

	平成17年6月29日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,040株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成17年6月29日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年5月1日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成18年3月6日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役1名、監査役2名、従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成18年3月31日 至平成28年3月6日

	平成18年3月6日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数（名）	監査役2名、従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日、平成18年7月5日及び平成19年3月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成20年3月31日 至 平成28年3月6日、 自 平成20年7月5日 至 平成28年3月6日及び 自 平成21年3月5日 至 平成28年3月6日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成18年6月9日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役9名、監査役2名、従業員163名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,920株
付与日	平成19年3月5日及び平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年3月5日 至 平成28年6月9日及び 自 平成21年3月30日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成18年6月9日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役8名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年3月30日 至 平成28年6月9日

	平成18年6月9日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80株
付与日	平成19年4月27日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年4月27日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成19年6月26日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 850株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年6月25日 至 平成29年6月26日

	平成19年6月26日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員205名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,000株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成22年6月25日 至 平成28年6月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

(注) 株式数に換算して記載しております。

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所（本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。）に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
 ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
 ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
 ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
 - ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議①	平成14年6月20日 株主総会決議②
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	2,410	1,280	—	830	—	1,570
付与	—	—	—	—	—	—
失効	700	520	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	1,710	760	—	830	—	1,570
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	—	—	3,875	—	3,030	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	3,075	—	—	—
未行使残	—	—	800	—	—	—
	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①	平成16年6月24日 株主総会決議②
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	—	—	—	2,920	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	2,920	—	—
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	2,600	2,000	7,670	—	150	330
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	2,600	2,000	7,670	—	150	330

	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦	平成17年6月29日 株主総会決議①
権利確定前(株)						
前連結会計年度末	—	—	620	1,600	1,050	7,970
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	620	1,600	1,050	7,970
権利確定後(株)						
前連結会計年度末	7,420	100	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
未行使残	7,420	100	—	—	—	—

	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	—	600	500	—	460
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	600	500	—	460
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	2,000	—	—	450	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	2,000	—	—	450	—

	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議③	平成19年6月26日 株主総会決議①	平成19年6月26日 株主総会決議②
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	5,760	—	80	—	2,850
付与	—	—	—	—	—
失効	330	—	—	—	295
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	5,430	—	80	—	2,555
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	—	2,000	—	850	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	2,000	—	850	—

②単価情報

	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議①	平成14年6月20日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	82,500	75,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①	平成16年6月24日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000	88,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦	平成17年6月29日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000	150,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—

	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議③	平成19年6月26日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000	100,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—	—

	平成19年6月26日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	100,000
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。
 なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

4. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円
- ②当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注) 上記3.4については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間(平成21年9月30日現在)

共通支配下の取引等

平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日付で楽天クレジット株式会社のカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含む。)を吸収分割により当行が承継いたしました。

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

楽天クレジット株式会社が運営するカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含み、長期延滞債権の管理並びに審査・保証業務は含まない。)

(2) 企業結合の法的形式

楽天クレジット株式会社を分割会社とし、当行を承継会社とする吸収分割であります。

(3) 結合後企業の名称

イーバンク銀行株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

楽天クレジット株式会社の有するカードローン事業における、顧客基盤、ノウハウ、インフラを承継することで、当行の個人向けローン事業の展開を、スピード感をもって行うことを目的として、当該吸収分割により当該カードローン事業を承継するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

II 当中間連結会計期間(平成22年9月30日現在)

該当事項はありません。

III 前連結会計年度(平成22年3月31日現在)

共通支配下の取引等

平成21年3月19日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成21年4月1日付で楽天クレジット株式会社のカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含む。)を吸収分割により当行が承継いたしました。

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

楽天クレジット株式会社が運営するカードローン事業(短期延滞債権管理業務を含み、長期延滞債権の管理並びに審査・保証業務は含まない。)

(2) 企業結合の法的形式

楽天クレジット株式会社を分割会社とし、当行を承継会社とする吸収分割であります。

(3) 結合後企業の名称

イーバンク銀行株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

楽天クレジット株式会社の有するカードローン事業における、顧客基盤、ノウハウ、インフラを承継することで、当行の個人向けローン事業の展開を、スピード感をもって行うことを目的として、当該吸収分割により当該カードローン事業を承継するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しておりますが、記載すべき重要な事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で登録金融機関業務及びソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で登録金融機関業務、ソフトウェア受託開発業及び金融業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当行グループは、一部で銀行業以外の事業を営んでおりますが、それらの事業は量的に重要性が乏しく、報告セグメントは銀行業単一となるため、記載を省略しております。

（追加情報）

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	5,156	4,119	8,644	17,920

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	11,153.59	12,235.16	12,069.93
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	35.88	463.30	776.12
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

(注) 1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	25,059	27,258	26,910
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	387	204	216
(うち少数株主持分)	387	204	216
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額(百万円)	24,671	27,054	26,693
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(千株)	2,211	2,211	2,211

(2) 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	79	1,024	1,721
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	79	1,024	1,721
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	2,224	2,211	2,218
希薄化効果を有しない ため、潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額の 算定に含めなかった 潜在株式の概要		当行の発行する新株 引受権4種類(目的と なる株式の数4,120株) 当行の発行する新株 予約権24種類(新株予 約権の数54,260個) なお、上記概要は 「第4 提出会社の状 況」に記載のとおり。	当行の発行する新株 引受権1種類(目的と なる株式の数760株) なお、上記概要は 「第4 提出会社の状 況」に記載のとおり。	当行の発行する新株 引受権4種類(目的と なる株式の数4,100株) 当行の発行する新株 予約権24種類(新株予 約権の数53,955個) なお、上記概要は 「第4 提出会社の状 況」に記載のとおり。

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、当行株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—	1. 当行は、平成22年8月19日開催の当行取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下の通り実施しております。 (1)消却の理由 当行は、平成22年8月19日付けで楽天株式会社との間で締結した、楽天株式会社を完全親会社とし、当行を完全子会社とする株式交換契約に基づき自己株式を消却しております。 なお、平成22年10月15日付けで、当該株式交換契約の効力が発生しております。 (2)消却する株式の種類 普通株式 (3)消却する株式数 149,324株 (4)消却日 平成22年10月15日 (5)消却後の発行済株式数 2,199,892株	—
—	2. 当行は、平成22年10月21日開催の当行取締役会において、関係当局の認可等を条件として、当行の100%子会社である楽天モーゲージ株式会社の一部事業を譲り受けることを決議し、以下のとおり実行いたしました。 また、当該事業譲渡に伴い、楽天モーゲージ株式会社は、平成22年12月16日開催の臨時株主総会において解散することを決議しておりますが、これによる影響額は軽微であります。 (1)目的 楽天モーゲージ株式会社の主たる事業である「フラット35事業」の業績が好調になる一方で、資金需要の増加、事務量の増大という課題が発生しており、当該課題を解決することを目的としております。 (2)譲り受ける相手会社の名称 楽天モーゲージ株式会社 (3)譲り受ける事業の内容 楽天モーゲージ株式会社の広告事業（但し、totoの広告に関する事業は含まれない。）を除く全ての事業 (4)企業結合の法的形式 事業の譲受け (5)譲り受ける資産、負債の額 資産の額 20,842百万円 負債の額 20,406百万円 (6)譲受の時期 平成22年12月1日 (7)実施した会計処理の概要 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	21,455	15,961	25,440
コールローン	25,000	77,000	32,000
買入金銭債権	167,939	179,678	186,353
金銭の信託	13,076	11,759	15,191
有価証券	※1, ※6 400,120	※1, ※6 342,236	※1, ※6 374,503
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 97,036	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 113,160	※2, ※3, ※4, ※5, ※7 100,908
外国為替	362	523	941
その他資産	※6 16,374	※6 21,727	※6 19,369
有形固定資産	※8 520	※8 476	※8 470
無形固定資産	5,942	5,099	5,153
支払承諾見返	—	3,556	—
貸倒引当金	△9,942	△2,400	△4,236
資産の部合計	737,886	768,777	756,095
負債の部			
預金	682,720	705,766	696,205
借入金	—	—	※6, ※9 300
社債	※10 10,000	※10 10,000	※10 10,000
その他負債	17,290	19,214	19,124
未払法人税等	32	22	50
その他の負債	17,258	19,191	19,073
賞与引当金	93	117	104
ポイント引当金	243	211	246
偶発損失引当金	359	380	370
特別法上の引当金	※11 2	※11 5	5
繰延税金負債	2,707	2,870	3,281
支払承諾	—	3,556	—
負債の部合計	713,418	742,123	729,637
純資産の部			
資本金	23,485	23,485	23,485
利益剰余金	134	2,608	1,748
その他利益剰余金	134	2,608	1,748
繰越利益剰余金	134	2,608	1,748
自己株式	△4,115	△4,131	△4,120
株主資本合計	19,504	21,961	21,113
その他有価証券評価差額金	4,964	4,692	5,344
評価・換算差額等合計	4,964	4,692	5,344
純資産の部合計	24,468	26,654	26,457
負債及び純資産の部合計	737,886	768,777	756,095

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	16,491	17,434	33,655
資金運用収益	8,425	8,900	17,139
(うち貸出金利息)	4,839	5,101	9,551
(うち有価証券利息配当金)	2,267	2,075	4,468
役務取引等収益	5,381	6,339	11,693
その他業務収益	2,608	1,992	4,592
その他経常収益	76	203	229
経常費用	16,951	16,378	31,839
資金調達費用	2,160	1,739	4,033
(うち預金利息)	1,874	1,473	3,471
役務取引等費用	4,603	4,729	9,093
その他業務費用	2,909	2,114	4,226
営業経費	※1 6,886	※1 7,557	14,009
その他経常費用	※2 392	※2 236	476
経常利益又は経常損失 (△)	△460	1,056	1,816
特別利益	※3 794	—	948
特別損失	※5 193	※5 191	※4, ※5 1,003
税引前中間純利益	140	864	1,761
法人税、住民税及び事業税	6	4	13
法人税等合計	6	4	13
中間純利益	134	859	1,748

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	54,997	23,485	54,997
当中間期変動額			
資本金から剰余金への振替	△31,511	—	△31,511
当中間期変動額合計	△31,511	—	△31,511
当中間期末残高	23,485	23,485	23,485
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	16,583	—	16,583
当中間期変動額			
準備金から剰余金への振替	△16,583	—	△16,583
当中間期変動額合計	△16,583	—	△16,583
当中間期末残高	—	—	—
その他資本剰余金			
前期末残高	5,437	—	5,437
当中間期変動額			
会社分割による増加	5,000	—	5,000
資本金から剰余金への振替	31,511	—	31,511
準備金から剰余金への振替	16,583	—	16,583
欠損填補	△58,532	—	△58,532
当中間期変動額合計	△5,437	—	△5,437
当中間期末残高	—	—	—
資本剰余金合計			
前期末残高	22,020	—	22,020
当中間期変動額			
会社分割による増加	5,000	—	5,000
資本金から剰余金への振替	31,511	—	31,511
準備金から剰余金への振替	—	—	—
欠損填補	△58,532	—	△58,532
当中間期変動額合計	△22,020	—	△22,020
当中間期末残高	—	—	—
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	△58,532	1,748	△58,532
当中間期変動額			
欠損填補	58,532	—	58,532
中間純利益	134	859	1,748
当中間期変動額合計	58,666	859	60,280

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当中間期末残高	134	2,608	1,748
利益剰余金合計			
前期末残高	△58,532	1,748	△58,532
当中間期変動額			
欠損填補	58,532	—	58,532
中間純利益	134	859	1,748
当中間期変動額合計	58,666	859	60,280
当中間期末残高	134	2,608	1,748
自己株式			
前期末残高	△1	△4,120	△1
当中間期変動額			
自己株式の取得	△4,114	△11	△4,118
当中間期変動額合計	△4,114	△11	△4,118
当中間期末残高	△4,115	△4,131	△4,120
株主資本合計			
前期末残高	18,484	21,113	18,484
当中間期変動額			
会社分割による増加	5,000	—	5,000
資本金から剰余金への振替	—	—	—
欠損填補	—	—	—
中間純利益	134	859	1,748
自己株式の取得	△4,114	△11	△4,118
当中間期変動額合計	1,019	848	2,629
当中間期末残高	19,504	21,961	21,113
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	1,759	5,344	1,759
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,204	△651	3,584
当中間期変動額合計	3,204	△651	3,584
当中間期末残高	4,964	4,692	5,344
評価・換算差額等合計			
前期末残高	1,759	5,344	1,759
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,204	△651	3,584
当中間期変動額合計	3,204	△651	3,584
当中間期末残高	4,964	4,692	5,344

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	20,243	26,457	20,243
当中間期変動額			
会社分割による増加	5,000	—	5,000
中間純利益	134	859	1,748
自己株式の取得	△4,114	△11	△4,118
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3,204	△651	3,584
当中間期変動額合計	4,224	196	6,214
当中間期末残高	24,468	26,654	26,457

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当中間会計期間は残高はありません。	同 左	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当事業年度は残高はありません。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1. 及び2. (1)と同じ方法により行っております。	(2) 同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 その他：3年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同 左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 同 左	(1) 貸倒引当金 同 左
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同 左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) ポイント引当金 ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。	(3) ポイント引当金 同 左	(3) ポイント引当金 同 左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。	(4) 偶発損失引当金 同 左	(4) 偶発損失引当金 同 左
	(5) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(5) 金融商品取引責任準備金 同 左	(5) 金融商品取引責任準備金 同 左
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
8. ヘッジ会計の方法	① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 …為替予約、債券先物、株式指数先物 ・ヘッジ対象 …外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託 ③ ヘッジ方針 行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。	① ヘッジ会計の方法 同 左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左 ③ ヘッジ方針 同 左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同 左	① ヘッジ会計の方法 同 左 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左 ③ ヘッジ方針 同 左 ④ ヘッジ有効性評価の方法 同 左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
9. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同 左	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—	—	(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、買入金銭債権は196百万円増加、有価証券は5,607百万円減少、貸倒引当金は5,927百万円減少、繰延税金負債は57百万円増加、その他有価証券評価差額金は83百万円増加し、経常利益および税引前当期純利益は、それぞれ375百万円増加しております。
—	(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ2百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額はありません。	—

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価格を時価として付しております。 この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が7,956百万円、その他有価証券評価差額金が3,209百万円、繰延税金負債が4,747百万円、それぞれ増加しております。 変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債のフォワードカーブに基づいて算出した将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローの現在価値(コンベクシティ調整後)の合計値としており、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等が主な価格決定変数であります。	—	—

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※ 1. 関係会社の株式及び出資総額 1,137百万円 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。また、延滞債権額は3,920百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,920百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※ 1. 関係会社の株式及び出資総額 420百万円 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は770百万円であります。また、延滞債権額はありませぬ。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は770百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※ 1. 関係会社の株式及び出資総額 977百万円 ※ 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は770百万円、延滞債権額は2,640百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※ 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※ 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※ 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,410百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※ 6. 当座借越、為替決済、デリバティブ取引等の取引及び信用状発行の担保として、有価証券81,932百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は547百万円であります。 ※ 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、102,737百万円であります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが102,737百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※ 8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,405百万円 ※ 9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 40,000百万円 借入実行残高 一百万円 差引額 40,000百万円	※ 6. 当座借越、為替決済及びデリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券76,873百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち先物取引差入証拠金は8,033百万円及び保証金は1,963百万円あります。 ※ 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、137,791百万円あります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが137,791百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※ 8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,635百万円 ※ 9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 40,000百万円 借入実行残高 一百万円 差引額 40,000百万円	※ 6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 11,466百万円 担保資産に対応する債務 借入金 300百万円 上記のほか、当座借越、為替決済及びデリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券64,658百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち先物取引差入証拠金は6,901百万円及び保証金は2,016百万円あります。 ※ 7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、123,822百万円あります。このうち原契約期間が任意の時期に無条件で取消可能なものが123,822百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができます旨の条項が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※ 8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,533百万円 ※ 9. 当行においては、資金運用の効率化及び代替流動性の確保を目的として取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 40,000百万円 借入実行残高 300百万円 差引額 39,700百万円

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 ※11. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金2百万円を計上しております。	※10. 社債は、全額劣後特約付社債であります。 ※11. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金5百万円を計上しております。	※10. 社債は、全劣後特約付社債であります。 —

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																		
※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 126百万円 無形固定資産 989百万円 ※ 2. その他経常費用には株式等償却77百万円を含んでおります。 ※ 3. 特別利益は、貸倒引当金の戻入益794百万円であります。 —	※ 1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 101百万円 無形固定資産 1,069百万円 ※ 2. その他経常費用には株式等償却4百万円を含んでおります。 — —	— — — ※ 4. 当行以下のとおり減損損失を計上いたしました。 (減損損失を認識した資産)																		
		<table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th><th>減損損失額 (百万円)</th></tr><tr><td rowspan="3">イーバンク 銀行 株式会社 (東京都)</td><td>提携カード サービス</td><td>ソフト ウェア</td><td>212</td></tr><tr><td>個人ローン</td><td>ソフト ウェア 仮勘定</td><td>248</td></tr><tr><td>横浜コール センター 及び 福岡コール センター</td><td>その他</td><td>21</td></tr><tr><td colspan="3">合 計</td><td>482</td></tr></table>	場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)	イーバンク 銀行 株式会社 (東京都)	提携カード サービス	ソフト ウェア	212	個人ローン	ソフト ウェア 仮勘定	248	横浜コール センター 及び 福岡コール センター	その他	21	合 計			482
場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)																	
イーバンク 銀行 株式会社 (東京都)	提携カード サービス	ソフト ウェア	212																	
	個人ローン	ソフト ウェア 仮勘定	248																	
	横浜コール センター 及び 福岡コール センター	その他	21																	
合 計			482																	
		(資産のグルーピングの方法) 当行は、原則として管理会計上の区分を考慮して、資産グループを決定しております。 (減損損失の認識に至った経緯) 提携先とのカードサービスの停止に伴い、当該関連システムの今後の利用予定がなくなった為、減損損失を認識しております。また、個人向けローンサービスに対するソフトウェア開発をしていましたが、楽天クレジット株式会社の吸収分割等により、当該ソフトウェアの開発計画を再度検討した結果、延期となった為、減損損失を認識しております。 (回収可能価額の算定方法等) 回収可能価格は正味売却価格を使用し、時価の算定に当たっては当該資産の今後の利用予定がない為、当該資産全額を損失処理しております。																		
※ 5. 特別損失は、固定資産処分損67百万円を含んでおります。	※ 5. 特別損失は、商号変更費用285百万円を含んでおります。	※ 5. その他の特別損失には、本店移転費用108百万円及び商号変更費用285百万円を含んでおります。																		

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
--	---------------	------------------	------------------	-----------------	----

自己株式					
普通株式	0	137	—	137	(注)
合計	0	137	—	137	

(注) 当中間会計期間中に増加した自己株式は、楽天クレジット株式会社の吸収分割に關しての反対株主からの買取137千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであります。

II 当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に關する事項 (単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	137	0	—	138	(注)
合計	137	0	—	138	

(注) 当中間会計期間中に増加した自己株式は、単元未満株式の買取0千株によるものであります。

III 前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に關する事項 (単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	0	137	—	137	(注)
合計	0	137	—	137	

(注) 当事業年度中に増加した自己株式は、楽天クレジット株式会社の吸収分割に關しての反対株主からの買取137千株及び単元未満株式の買取0千株によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 31百万円 無形固定資産 1百万円 合計 31百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 14百万円 無形固定資産 1百万円 合計 14百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 1百万円 合計 1百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 16百万円 無形固定資産 1百万円 合計 16百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 11百万円 合計 17百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 1百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 2百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 1百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 31百万円 無形固定資産 1百万円 合計 31百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 20百万円 無形固定資産 1百万円 合計 20百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 1百万円 合計 1百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 11百万円 無形固定資産 1百万円 合計 11百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 6百万円 合計 11百万円 ・リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 1百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 2百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 1百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 同 左	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 31百万円 無形固定資産 1百万円 合計 31百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 17百万円 無形固定資産 1百万円 合計 17百万円 減損損失累計額相当額 有形固定資産 1百万円 無形固定資産 1百万円 合計 1百万円 期末残高相当額 有形固定資産 13百万円 無形固定資産 1百万円 合計 13百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 9百万円 合計 14百万円 ・リース資産減損勘定の期末残高 1百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 5百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 5百万円 支払利息相当額 0百万円 減損損失 1百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 同 左 ・利息相当額の算定方法 同 左
2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 184百万円 1年超 6百万円 合計 190百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 175百万円 1年超 57百万円 合計 233百万円	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 177百万円 1年超 144百万円 合計 321百万円

(有価証券関係)

- I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)
 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
 該当事項はありません。

- II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)
 子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社株式	956
関連会社株式	—
合計	956

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

- III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)
 子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	977
関連会社株式	—
合計	977

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

- I 前中間会計期間(平成21年9月30日現在)
 (1) 中間連結財務諸表 注記事項の(企業結合等関係)に記載のとおりであります。

- II 当中間会計期間(平成22年9月30日現在)
 該当事項はありません。

- III 前事業年度(平成22年3月31日現在)
 (1) 中間連結財務諸表 注記事項の(企業結合等関係)に記載のとおりであります。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しておりますが、記載すべき重要な事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
—	1. 当行は、平成22年8月19日開催の当行取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下の通り実施しております。 (1)消却の理由 当行は、平成22年8月19日付けで楽天株式会社との間で締結した、楽天株式会社を完全親会社とし、当行を完全子会社とする株式交換契約に基づき自己株式を消却しております。 なお、平成22年10月15日付けで、当該株式交換契約の効力が発生しております。 (2)消却する株式の種類 普通株式 (3)消却する株式数 149,324株 (4)消却日 平成22年10月15日 (5)消却後の発行済株式数 2,199,892株 2. 当行は、平成22年10月21日開催の当行取締役会において、関係当局の認可等を条件として、当行の100%子会社である楽天モーゲージ株式会社の一部事業を譲り受けることを決議し、以下のとおり実行いたしました。 また、当該事業譲渡に伴い、楽天モーゲージ株式会社は、平成22年12月16日開催の臨時株主総会において解散することを決議しておりますが、これによる影響額は軽微であります。 (1)目的 楽天モーゲージ株式会社の主たる事業である「フラット35事業」の業績が好調になる一方で、資金需要の増加、事務量の増大という課題が発生しており、当該課題を解決することを目的としております。 (2)譲り受ける相手会社の名称 楽天モーゲージ株式会社 (3)譲り受ける事業の内容 楽天モーゲージ株式会社の広告事業（但し、totoの広告に関する事業は含まれない。）を除く全ての事業 (4)企業結合の法的形式 事業の譲受け (5)譲り受ける資産、負債の額 資産の額 20,842百万円 負債の額 20,406百万円 (6)譲受の時期 平成22年12月1日 (7)実施した会計処理の概要 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。	—

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書（事業年度 第10期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月29日関東財務局長に提出した有価証券報告書の訂正報告書）を平成22年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 半期報告書の訂正報告書

訂正報告書（事業年度 第11期中（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）平成21年12月18日関東財務局長に提出した半期報告書の訂正報告書）を平成22年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 確認書

上記（1）に係る確認書であります。平成22年6月30日関東財務局長に提出。

(4) 確認書

上記（2）に係る確認書であります。平成22年6月30日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度 第11期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の有価証券報告書及びその添付書類、確認書を平成22年6月29日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（株式交換契約の締結）の規定に基づく臨時報告書を平成22年8月20日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

イーバンク銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 和紀 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋上 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーバンク銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、イーバンク銀行株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

楽天銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 健一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天銀行株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、楽天銀行株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

イーバンク銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 和紀 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 橋上 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイーバンク銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーバンク銀行株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

楽天銀行株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋上 徹 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田 健一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている楽天銀行株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天銀行株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。